

# 社会福祉法人における消費税改正セミナー

～消費税法の改正にあたり、社会福祉法人に必要な対応を学ぶ～

□日時：2019年 8月20日(火) 10:00～17:00 (6H)

□講師：税理士・行政書士

田中正明氏

□会場：本会関西本部内 専用教室 (下記案内図参照)  
大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル内

□主催：一般社団法人日本経営協会

## □開催にあたって

社会福祉法人が行う社会福祉事業は原則非課税ですが、公益事業に対する消費税の課税については判定間違いによる無申告事例もあり、十分な注意が必要です。

また、本年10月からの消費税改正に伴って軽減税率制度が導入されますが、この軽減税率の適用判定は困難が伴うことが想定されます。さらに、社会福祉法人特有の補助金等に対する計算の特例やインボイス方式など、社会福祉法人の消費税実務は今後非常に複雑になることが予想されます。

そこで、本セミナーでは、社会福祉法人において消費税の課税対象となる取引や、消費税改正に伴って対応が必要となる制度のポイントを、実務に即してわかりやすく解説いたします。

## 講師紹介

税理士・行政書士

田中正明氏

昭和35年兵庫県生まれ。平成4年税理士試験合格。平成5年税理士登録。平成10年田中正明税理士事務所を開業し、現在に至る。

社会福祉法人、社会福祉協議会、医療法人、公益法人の顧問に就任。非営利法人の会計・税務を専門とし、兵庫県社会福祉協議会の顧問税理士を務める。

現在、税務会計研究学会正会員、全国1,600名の税理士・公認会計士で組織するTKC社会福祉法人経営研究会の専門委員を務める傍ら、HP「社会福祉法人会計QA」の回答者として社会福祉法人・職業会計人の指導を行っている。

〈著書〉

「新しい社会福祉法人制度の運営実務」(TKC出版)、  
「社会福祉法人の会計実務」(共著/TKC出版)、「税務QA3月号 社会福祉法人における収益事業の範囲」(税務研究会)等。

## ■ 申込要領 ■

参加料：  
(1名につき)

	参加料	消費税	合計
本会会員	25,000円	2,000円	27,000円
一般	28,000円	2,240円	30,240円

申込方法：裏面の参加申込書に必要事項を記入のうえ、郵送又はFAXにて下記へお申込みください。追って、参加料と振込口座名を記載した請求書をご派遣責任者までお送りします。

参加料は開催の3営業日前までに必ずお振込みください。  
(経理処理の都合等にて遅れる場合にはご一報ください)

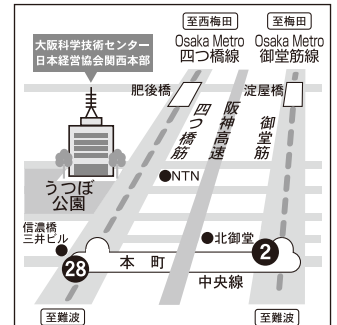
- 領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。
- 電話では、ご予約のみ承ります。(後日、必ず申込書をご送付ください)
- 振込み手数料は貴社(団体)にてご負担ください。

### キャンセルについて

開催日の3営業日前からは受講料(税込)の30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日まで連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

- その他：
- 教材は原則として当日お渡しいたします。
  - ご参加者が定員を超えた場合や(講師と)同業の方からのお申込みはお断りする場合があります。
  - 録音・録画・写真撮影は原則としてお断りいたします。
  - 参加者が少人数の場合、中止もしくは延期させていただく場合がございます。中止の場合は、ご入金いただいた参加料を全額返金いたします。

### 〈会場案内図〉



- 大阪方面よりお越しの場合
  - ▶四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
- 新大阪方面よりお越しの場合
  - ▶御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分
- なんば方面よりお越しの場合
  - ▶四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
  - ▶御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩5分

お申込・お問合せ先：一般社団法人日本経営協会 関西本部 企画研修グループ 担当：田中

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階 URL <https://www.noma.or.jp/kansai/>  
TEL 06(6443)6962(ダイヤルイン) FAX 06(6441)4319 E-mail [ksosaka@noma.or.jp](mailto:ksosaka@noma.or.jp)

# □プログラム

## I. 改正消費税の概要

- (1) 消費税の課税方式と税額計算の概要
- (2) 消費税率と軽減税率制度の導入
- (3) インボイス方式の導入

## II. 課税対象となる取引

- (1) 取引と課税対象
  - ① 課税取引
  - ② 非課税取引
  - ③ 輸出免税取引及びリバースチャージ方式
  - ④ 不課税取引
- (2) 社会福祉法人における課税・非課税売上
  - ① 社会福祉事業の非課税・収益事業の課税
  - ② 公益事業(社会福祉事業類似事業)の課非判定
  - ③ 介護保険事業の課税・非課税売上
  - ④ 障害福祉事業と就労支援事業の課税・非課税売上
  - ⑤ 医療事業の課税・非課税売上
  - ⑥ 社会福祉協議会における事業の課税・非課税売上

## III. 軽減税率制度

- (1) 対象品目
  - ① 飲食料品の範囲
  - ② 一体資産の取扱い
  - ③ 一括譲渡と値引の取扱い
  - ④ 新聞の範囲
- (2) 外食等の除外
  - ① 外食等の範囲とテイクアウト
  - ② 有料老人ホーム等の特例

## IV. 税額計算と仕入税額控除

- (1) 課税方式
  - ① 本則課税方式
  - ② 簡易課税方式
- (2) 本則課税方式
  - ① 課税仕入れの判定
  - ② 仕入税額控除の個別対応方式と一括比例配分方式
  - ③ 区分記載請求書等保存方式の記載事項
  - ④ 軽減税率制度導入に伴う中小企業者の特例
- (3) 簡易課税方式
  - ① 消費税の事業区分とみなし仕入率
  - ② 取引と事業区分
  - ③ 簡易課税制度の選択適用
  - ④ 軽減税率制度導入に伴う中小企業者の特例

## V. 補助金等がある場合の特例計算

- (1) 特例計算の趣旨
- (2) 特定収入の範囲
- (3) 特定収入割合と仕入税額控除の制限
- (4) 補助金における仕入税額控除に係る消費税額の返還

## VI. 適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入

- (1) インボイス方式と適格請求書発行事業者
- (2) 適格請求書等の記載事項
- (3) インボイス方式と仕入税額控除(免税事業者の取扱い)
- (4) 請求・会計システムの対応

※出張研修も承っております。裏面のお申込先までお問い合わせ下さい。

(3.5)

FAX (06)6441-4319 一般社団法人 日本経営協会・関西本部企画研修グループ(田中)宛

NOMA	「社会福祉法人における消費税改正セミナー」参加申込書(2974)	2019.8/20 27,000/30,240
(フリガナ) 団体名:	TEL( ) - FAX( ) -	ご派遣責任者:
(フリガナ) (〒 ) 所在地:		所属・役職:
参加者氏名	所属・役職名	ご経験年数
(フリガナ)		年 月
(フリガナ)		年 月
(フリガナ)		年 月
※Eメールで本会セミナー情報をご案内いたしますので、アドレスをご記入ください。 [ ]		
		●お支払い方法 [ 通信欄 ] <input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> その他 ご請求先(ご担当) _____ (ご所属)

参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナー・イベントなど本会事業のご案内 なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— □ 不要